

- 2面 「検察官適格審査会」
- 3面 「カンボジアでの裁判官養成支援セミナー」
- 4面 「INFOMATION」



人権イメージ  
キャラクター  
人KENまもる君



人権イメージ  
キャラクター  
人KENあゆみちゃん

# 「世界人権宣言60周年・ 人権擁護委員制度60周年 記念の集い」が開催されました！



第一部の記念セレモニーでは、森英介法務大臣、中曽根弘文外務大臣(橋本聖子外務副大臣代読)、中村浩紹全国人権擁

### 第一部

護委員連合会及び財団法人人権教育啓発推進センターとの共催により開催され、当日は、300人以上の方が来場されました。

昨年は、世界人権宣言が昭和23年12月10日の第3回国連総会において採択されてから60周年という節目の年であり、また、我が国の人権擁護委員制度も昭和23年7月17日の発足から60周年という記念すべき年でした。  
そこで、この機会に、世界人権宣言の意義や重要性を周知し、人権尊重思想を普及高揚させるため、平成20年12月6日(土)に東京都千代田区の丸ビルホールにおいて「世界人権宣言60周年・人権擁護委員制度60周年記念の集い」を開催しました。  
同集いは、法務省、外務省、全国人権擁護委員連合会及び財団法人人権教育啓発推進センターとの共催により開催され、当日は、300人以上の方が来場されました。



第二部では、記念パネルディスカッションとして、パネリストの方々が、それぞれの経験を交

### 第二部

えながら、人類の貴重な財産である人権とどう向かい合っていくかについて議論されました。  
第三部では、新日本フィルハーモニー交響楽団メンバーによる記念コンサートが行われ、来場された方々全員が耳を澄ませました。  
第三部では、新日本フィルハーモニー交響楽団メンバーによる記念コンサートが行われ、来場された方々全員が耳を澄ませました。



なお、会場の入口では、世界人権宣言パネルの展示が行われ、来場された方々が真剣に見入っている姿が見られ、世界人権宣言に対する理解を一層深めたことと思われま



第三部では、新日本フィルハーモニー交響楽団メンバーによる記念コンサートが行われ、来場された方々全員が耳を澄ませました。

### 第三部

## ～世界人権宣言とは？～

世界人権宣言は、人権尊重における「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、昭和23年(1948年)12月10日、第3回国連総会の決議として宣言されました。それは、すべての国の人々が持っている市民的、政治的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容としています。世界人権宣言は、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

## ～人権擁護委員とは？～

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。現在、約14,000名の委員が全国の各市町村(東京都においては区)に配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。



# 「検察官適格審査会」

検察官適格審査会って、  
どのようなことをしているの？

検察官は、犯罪の捜査をし、起訴・不起訴を決定し、公判に立ち会って裁判所に法の正当な適用を求めるなどの役割を担っています。

検察官適格審査会は、そのような重要な役割を担っている検察官が、検察官としての職務を遂行するのに適しない(不適格である)かどうかを審査する機関です。

検察官には、懲戒処分による場合などのほか、その意思に反して罷免されないという裁判官に準じた強い身分保障が認められていますが、心身の故障や職務上の非能率のため、検察官としての職務を遂行するのに適しない(不適格である)ときには、検察官適格審査会による審査を経て、罷免される場合があります(「検察官適格審査会による審査の流れ」図参照)。

なお、よく似た名前の機関に検察審査会がありますが、こちらは、一般の国民の方に参加していただき、検察官の不起訴処

分が適切であるかどうかを審査する機関であり、各地方裁判所等に置かれています。

検察官適格審査会は、  
どのようなときに  
開かれるの？

検察官適格審査会は、

- 1 すべての検察官について3年ごとに定時審査を行う場合
- 2 法務大臣の請求により各検察官について随時審査を行う場合
- 3 審査会の職権で各検察官について随時審査を行う場合

に開かれます(検察庁法第23条第2項)。  
毎年1回は、会議を開催することとしています。

どのような人が検察官適格審査会の委員をしているの？

検察官適格審査会は、国會議員(衆議院議員4人、参議院議員2人)、最高裁判所判事、日本弁護士連合会会長、日本学士院会員及び司法制度に関する学識

経験を有する者2人の計11人で構成されています。

国民から検察官適格審査会に  
申し出ることはできるの？

できます。一般の方から特定の検察官について職務を遂行するのに適しないとして罷免の申出がなされた場合、まず、審査会で随時審査を開始すべきかどうか審議し、その結果、審査すべきとされたときは、審査会の職権による随時審査が開かれることとなります。

なお、必要に応じて、申出をされた方に、申出内容について詳しくお聞きしたり、資料の提出をお願いすることがあります。  
審議又は随時審査の結果については、申出をされた方に対して通知されることとなります。

検察官適格審査会に申し出るにはどうすればいいの？

申出の方法については特に決まっていますが、電話では申出の内容が正確に伝わらないことがありますので、基本的には、次の事項を記載した書面

又はEメールにより、審査会に申し出てください。書式は特に決まっています。

- 1 申出をされる方の住所、氏名
- 2 適格でないと考えられる検察官の所属、氏名
- 3 検察官として適格でないと思われる具体的な事由

### 【郵送先】

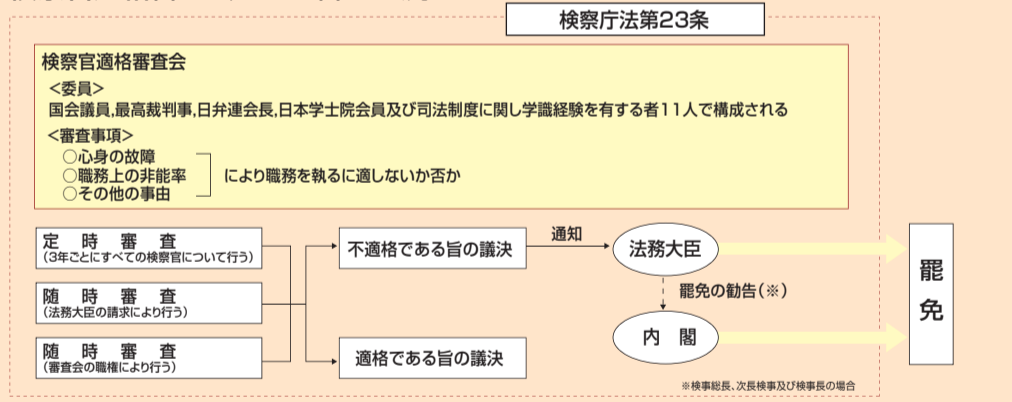
東京都千代田区霞が関1-1-1  
法務省大臣官房人事課  
検察官適格審査会庶務担当 宛

### 【メールアドレス】

kenteki@moj.go.jp

なお、個々の検察官の不起訴処分が妥当ではないという申出については、前に述べたとおり、各地方裁判所等に置かれている検察審査会で審査する事柄ですので、検察官適格審査会で審査することはできません。

## 検察官適格審査会による審査の流れ



検察官適格審査会の活動は  
どうすればわかるの？

検察官適格審査会の開催結果については、法務省ホームページの審議会情報に掲載していますので、こちらで確認できます。

【法務省ホームページ】  
<http://www.moj.go.jp>



## れんが博士のQ&A

# お答えします 「更生保護」について

### Q 「更生保護」ってなんですか？

A 犯罪をした人や非行のある少年が、再び犯罪や非行に走らず、地域社会で立ち直ることを支援しています。ボランティアの保護司を始めとした多数の民間協力者と協働して生活の指導や援助をする保護観察や、地域の方に参加を呼びかけて行う“社会を明るくする運動”などの犯罪予防活動のほか、刑務所や少年院からの仮釈放等に関する仕事をしています。また、犯罪被害者の方々のための制度に関する仕事もしています。

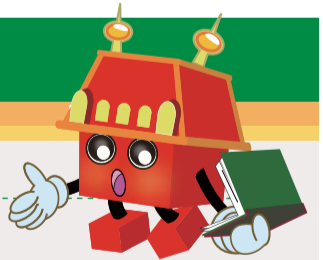
### Q 民間のボランティアの協力者とはどんな人たちがいるのですか？

A 大きくわけて、保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主があります。みな、地域で暮らされている一般の方々で、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生のために、いろいろな活動をしています。全国に、保護司は約5万人、更生保護女性会会員は約20万人、BBS会員は約5千人、協力雇用主は約6千事業主います。そのほかに、刑務所を出た人や保護観察を受けている人などのうち、頼れる人がいないなどの理由でただちに自立更生することが困難な人たちに対しては、一定の期間、宿泊場所や食事を提供したり、就職の指導などを行うなどして、円滑な社会復帰を手助けする民間の更生保護施設が全国に約100施設あります。

※BBS会“Big Brothers and Sisters Movement”：「兄」や「姉」のような身近な存在として少年たちと接し、相談に乗ったりしながら地域に根ざした非行防止活動を行っている青年ボランティア団体です。

### Q “社会を明るくする運動”では、どんな活動をしているのですか？

A “社会を明るくする運動”は、犯罪や非行のない地域社会を築くための運動で、全国で行われています。特に、毎年7月を強調月間として、作文コンテスト、シンポジウム、住民集会やビデオフォーラム、親子で参加できるワークショップなど、犯罪・非行の予防と犯罪をした人や非行のある少年の立ち直り支援のためのさまざまなイベントが活発に行われています。そのほか地域の特色を生かした様々な活動が行われていますので、みなさまも一度参加してみてください。



## 裁判員制度広報



※法務省動画チャンネル(You Tube):  
<http://www.youtube.com/MOJchannel?gl=JP&hl=ja>

「法律のことを知らなくても大丈夫?」「裁判員になることが難しい事情があるときは辞退できる?」「裁判員になったことでトラブルに巻き込まれない?」という疑問について、ナイツ得意のパソコンで調べた知識を間違いだらけで教えてくれます。ナイツが語れば、「裁判員制度」も「販売員制度」に変身!コミカルに語りつつ、みなさんが気になっている裁判員制度の疑問についてしっかり解説いたします。笑いながら、裁判

員制度についての気になる情報も得られるお得な動画。裁判員制度をすでによく知っているという方も、まだよく知らないという方も、ナイツファンの方も是非ご覧になってみて下さい。法務省動画チャンネルでは、他にもさまざまな動画を掲載しています。裁判員制度については、ナイツの他に、裁判員制度広報用アニメ「総務部総務課山口六平太 裁判員プロジェクト始めます」も掲載していますのでそちらも一緒にご覧になってみて下さい。裁判員制度のスタートまで残り約2か月となりました。裁判員制度についてもっと知りたくなれた方は、法務省ホームページ「裁判員制度コーナー」をご覧ください。裁判員の選任の仕方や裁判員裁判の流れなど、裁判員制度についての情報を掲載しています。

## カンボジアでの裁判官養成支援セミナー

### ■カンボジアはどんな国?

カンボジアは、ベトナムとタイに挟まれ、日本の約半分の面積を持つ国です。中央部の広大な平野を大河メコン川が縦断しています。世界遺産のアンコールワットで有名ですが、カンボジアと聞くと「ポル・ポト派」、「地雷」といったことを思い出される方も多いかもしれません。そのとおり、1970年代後半にクメール・ルージュという軍隊を率いるポル・ポト政権により多くの人々が虐殺されたという悲惨な歴史を持ち、そのころ埋められた地雷が未だ残されているという傷跡を持つ国でもあります。

### ■カンボジアの復興と法整備

ポル・ポト政権が倒された後も十数年にわたり内戦が続き、カンボジアに平和が訪れたのは1990年代初めでした。海外からの援助を受けながら、まずは道路、橋等のインフラ整備から復興が始められましたが、やがて国の仕組みの整備、つまり、法制度の整備にも焦点



▶メコン川:カンボジアの大地を潤す大河

が当てられるようになりました。日本は、そのうちの民法と民事訴訟法の草案作りを支援し、2007年7月からは、日本の民事訴訟法を参考にして作られたカンボジア民事訴訟法が全国で適用されています。

### ■カンボジアの裁判官事情

ポル・ポト政権は知識人を虐殺の標的とし、その支配が終わった際に生き残っていた法律家は数人しかいなかったといわれています。その後、必要に迫られて裁判官が任命されましたが、ほとんどは正規の法学教育を受けていない人々だったそうです。このような裁判官にとって、新しい民事訴訟法はかなり難しいと考えられるようです。また、カンボジアでは、公務員全体に汚職が広がり、裁判官の汚職も問題となっていて、国民の裁判官不信は深刻だといわれています。

### ■裁判官・検察官養成校

そこで、2003年から裁判官・検察官養成校での裁判官養成が始められました。新しい裁判官は、試験に合格して養成校に入り、2年間しっかりと法学教育を受けた人から任命されることになったのです。こうして法律を十分に



▶裁判官・検察官養成校

学び、公正な裁判を行う若い裁判官を増やすことに力が注がれています。

### ■法務総合研究所の養成校支援

法務総合研究所国際協力部は、養成校の開始直後から養成校の教育の支援を行っています。同部から検察官出身の教官1名が養成校に常時派遣されているほか、日ごろ国内で勤務している裁判官出身の教官も、年2回ほど養成校に出張してセミナーを行っています。昨年12月には、120人余りの養成校生徒に模擬裁判をしてもらい、養成校の教官候補として選ばれた若手裁判官らと当部教官が合同で講評をしました。模擬裁判になると、生徒らが張り切って役を演じることは、日本もカンボジアも同じです。今年2月には、その裁判官らと養成校生徒を対象に、民法と民事訴訟法の講義、演習をしました。みな真剣に聞き入り、特に裁判官らは「日本人から教わったことを他の先輩裁判官にも伝えなければならない」と言って、納得するまで質問を続けるため、活気のあるセミナーとなります。こうしてセミナーに行くたびに参加者のレベルが上がっていくのが実感できます。

### ■おわりに

今年2月のセミナーで訪れたカンボジアは、最も暑い4月を前にして、もう夏のような気候でした。町の多くの人々は半袖シャツ、長ズボン、ビーチサンダルという格好で、夕方には3人乗り、4人乗りのバイクが涼しげに走っていきます。2月14日のバレンタインデーには、男性が女性に一輪のバラを贈るという習慣があるそうで、町にはバラを売る人やバラを手にした若者を多く見かけました。活気にあふれた町を見ると、この国が平和であることの喜びがしみじみと感じられます。近い将来、セミナーの参加者らがより幸せな国づくりの中心になってくれることを願って、私たちはカンボジアでの裁判官養成支援を続けていきます。



▶カンボジアにおけるセミナーの様子



▶カンボジアにおける模擬裁判の様子



▶首都プノンペン市内の風景:長い棒でもバイクで運びます

# そんなとき 法テラス がお役に立ちます!

## Vol.6 ～気になるニュース、法テラスにも問い合わせ～

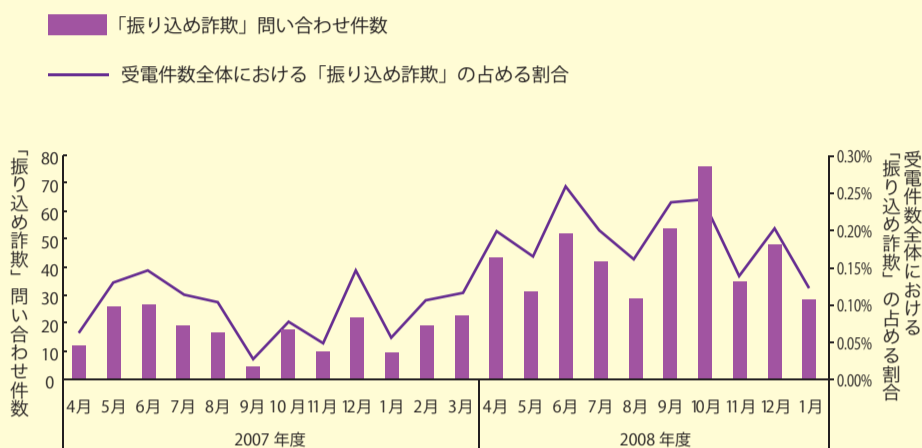
### 「社会問題を反映した法テラスの利用状況」

法的トラブルは、実はとても身近な問題なのですが、日頃はあまり意識せずに生活している人が多いようです。しかし、テレビやラジオ、新聞などで「振り込め詐欺被害、過去最多」、「深刻な雇用問題、対策さらに」といったように、法的トラブルの被害に関するニュースや注意を促す番組を見聞きすると、それぞれの問題に対する関心は高まります。

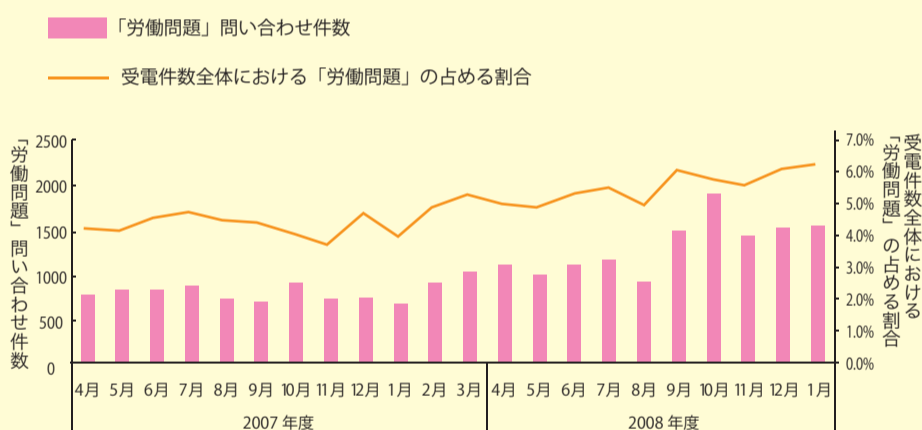
法テラスのコールセンターや地方事務所へ寄せられるお問い合わせは、その時どきの社会問題を反映しています。たとえば、2007年度は毎月20件前後だった「振り込め詐欺」に関する問い合わせも、2008年度は毎月約40件前後で推移するようになりました。また、最近では雇用情勢の悪化を受け、特に雇用や職場トラブルなど「労働問題」に関する問い合わせが増加傾向にあります。

法テラスは、法的トラブルを抱えた方の「駆け込み寺」です。まず、利用者の方から丁寧にお話を伺い、どこに相談したらよいか適切な相談窓口へご案内します。

### ■「振り込め詐欺」問い合わせ件数推移

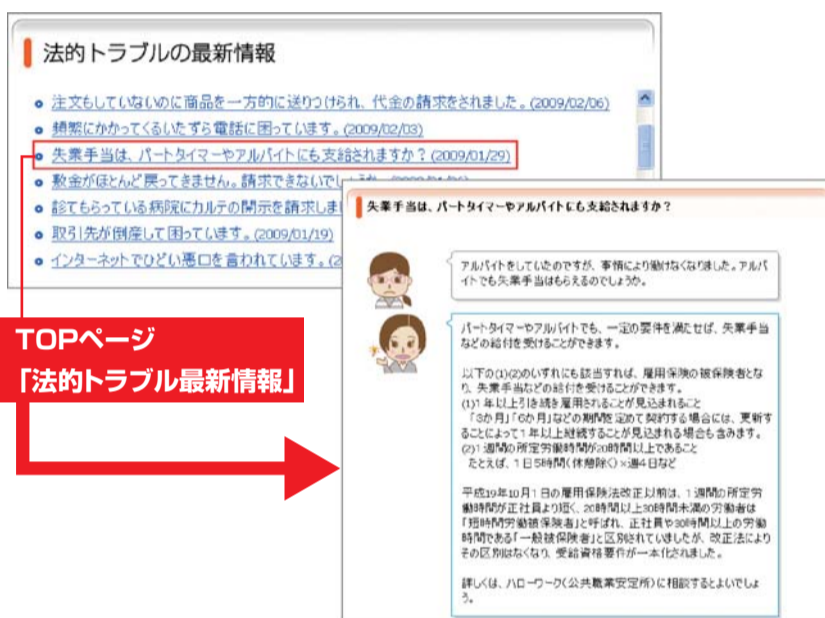


### ■「労働問題」問い合わせ件数推移



「ホームページでも、最新トラブル情報を紹介」  
法テラス・ホームページでは、コールセンターに寄せられた内容のうち社会問題となっているトラブルの情報などを随時最新情報としてご紹介しています。

URL ▶▶▶ <http://www.houterasu.or.jp>



法テラスへのお問い合わせは平日夜間・土曜もOK

法テラス・コールセンター **おなやみなし**  
 **0570-078374**  
 ※PHS・IP電話からは03-6745-5600へ  
 平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00



## Information インフォメーション

### 法テラス職員募集情報について

法テラスでは、私たちと一緒に「身近な司法」の実現に取り組んでいただける職員(常勤・非常勤職員)を募集しています。

詳しくは、法テラスホームページの採用情報 ([http://www.houterasu.or.jp/houterasu\\_gaiyou/saiyo/](http://www.houterasu.or.jp/houterasu_gaiyou/saiyo/)) をご覧ください。

「困っている人の役に立ちたい!」「社会に貢献したい!」  
というあなたの強い気持ちが法テラスを支えます。

【お問い合わせ先】法テラス本部 総務部人事課  
TEL: 0503383-5333

### 広報誌「あかれんが」休刊のお知らせ

平成15年1月に法務省の広報誌として創刊され、今号で26号の発行を数えることとなった「あかれんが」ですが、本号をもちまして、紙面での発行を休止することとなりました。この間に賜りましたご厚情並びにご支援に対し、あらためて心から御礼申し上げますとともに、突然のお知らせとなりましたこととお詫び申し上げます。

なお、新年度からは法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/>) 上でのウェブ版に、装いも新たに掲載を継続してまいりますので、引き続きご覧いただけますようお願い申し上げます。

平成21年4月 法務省大臣官房秘書課広報室

### 法令外国語訳データベースの運用開始のお知らせ

法務省においては、主要法令の外国語訳(当面は英訳)を国際社会に向けて一元的に発信するための業務を行うこととなり、そのための準備を進めてまいりました。このたび法令外国語訳データベースシステムが完成し、新しく立ち上げられたホームページのもと、4月1日から運用を開始します。



新ホームページでは、約200の翻訳法令(今後順次追加される予定です。)及び標準対訳辞書(翻訳ルール及び標準的な法律用語の英訳や用例等)が無料で御利用いただけます。このホームページでは、利用者のニーズを考慮して、日英両言語へ対応はもちろん、見やすく利用しやすい機能(法令名、法令条文、分野別等の法令検索、辞書検索、文脈検索等や法令用語に対応する用例等が表示される機能)を備え、また、翻訳法令等のデータは、テキスト、PDF、ワード等の各形式でダウンロードが可能となります。

その他法関連情報も提供していく予定でありますので、是非アクセスし、ご活用いただきたいと思います。

なお、翻訳法令や御利用方法等に関するご意見・ご要望は、ホームページの「ご意見・ご要望欄」から直接お送りいただけます。

URL: <http://www.japaneselawtranslation.go.jp>